

鹿児島労働基準監督署発表
令和7年3月25日（火）

報道関係者 各位

令和7年3月25日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副 署 長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

（電 話）099-803-9641

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、粟ヶ窪建設^{あわがくぼ}有限会社及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年2月28日、南九州市穎娃町牧之内の車庫新築工事現場において、地上から高さ2メートル以上の箇所^{あわがくぼ}で労働者に作業を行わせる際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- 粟ヶ窪建設有限会社
所在地：鹿児島県南九州市穎娃町牧之内
事業内容：建設工事業
- 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者粟ヶ窪建設有限会社及び被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第518条第1項（作業床の設置等）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年2月28日、南九州市穎娃町牧之内の車庫新築現場において、作業員 B に高さ2メートル以上の箇所^{あわがくぼ}で移動はしごを用いて作業を行わせていたところ、作業員 B が地面に墜落して死亡するという災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、事業者は、労働者に高さ2メートル以上の場所で作業を行わせる際には、墜落による危険を防止するため、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けるなどの墜落防止措置を講じるよう規定されていますが、災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第一百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止する

ための措置を講じなければならない。